

令和元年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省1-7-3)

政策名	7 生活安全	施策名	7-2 商取引安全			
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。					
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。また、キャッシュレスを通じたデータの利活用により、国全体の生産性が向上し、店舗や消費者等がそれぞれ付加価値を享受できる社会の実現を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	466	315	280,002	272,633
		補正予算(b)	0	0	149,746	-
		繰越し等(c)	272	0	▲ 210,706	/
		合計(a+b+c)	738	315	219,042	
執行額(百万円)	616	282	219,030			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) ・成長戦略(2019年)(令和元年6月21日閣議決定) 					

測定指標	1	クレジット取引に関する相談件数(百件)	基準値	実績値				目標値	達成	
			26年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成
			400程度	386	371	382	351	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値	/	-	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	/	
	2	商品取引に関する相談件数	基準値	実績値				目標値	達成	
			26年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成
			600程度	335	235	220	176	-	前年度比で減少	
		年度ごとの目標値	/	-	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	/	
	3	キャッシュレス決済比率	基準値	実績値				目標値	達成	
			28年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和7年度	-
			20.0%	20.0%	21.3%	24.1%	26.8%	-	40.0%	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	4	割賦販売法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより割賦販売法を着実に執行している。					令和元年度	達成	
			立入検査数	29年度	30年度	令和元年度	割賦販売法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)			
				164	126	150				
4	商品先物取引法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成		
		事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより商品先物取引法を着実に執行している。					令和元年度	達成		
		立入検査数	29年度	30年度	令和元年度	商品先物取引法の着実な執行(立入検査、報告徴収等)				
			8	8	7					

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 割賦販売法、商品先物取引法における執行状況等から着実な執行が行われており、相談件数の減少にもつながっている。 2018年(24.1%)から2019年(26.8%)の1年間でキャッシュレス決済比率は2.7%上昇し、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」の目標に向けて順調に推移している。
	施策の分析	商品先物取引法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。また、商品先物取引の実態調査を行い、監督上注意すべき点の把握に努めた。 割賦販売法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施したことに加え、事業者を取り巻く状況の変化を踏まえ、割賦販売法並びに関係省令を改正した。また、「監督の基本方針」を改定し、監督行政の透明性及び均一性確保並びに事業者における適切な事業運営の促進を図った。 2019年10月1日の消費税率引上げ後の9か月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するキャッシュレス・ポイント還元事業を実施した。本事業の参加店舗は最終的に約115万店、対象となりうる中小店舗約200万店の半数強にまで拡大し、今年5月に実施したアンケートでは、事業終了後も、参加店舗の約9割が、現在キャッシュレスを利用している消費者の約8割が、キャッシュレスを引き続き利用すると回答しているなどキャッシュレスの推進に一定の成果を上げた。
	次期目標等への反映の方向性	割賦販売法、商品先物取引法に関しては、引き続き、業者への立入検査や報告徴収等を行い、適正な執行に努めていく。 キャッシュレス推進については、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする。」と記載されているところ、ポイント還元事業による政策効果もあり、足元では目標達成に向けて堅調に推移したと認識。本目標は2025年度をターゲットイヤーとしており、直ちに次期目標等を変更するものではないが、キャッシュレス決済の更なる普及促進策を進めるなかで、当該目標の妥当性について検証を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	サービスグループ 商取引監督課/商品市場整備室/キャッシュレス推進	政策評価実施時期	令和2年9月
-------	-----------------------------------	----------	--------